

研究の趣旨及び目的

障害のある子どもたちが通常の学級で学ぶための取組が、教育現場では様々な工夫とともにになされてきた。加えて、平成16年障害者基本法の一部改正により「交流及び共同学習」を積極的に進めることが規定され、今後、障害のある子どもたちが通常の学級で学ぶ機会はさらに増加するものと考えられる。

WHOが提唱している国際生活機能分類（ICF）の考え方によれば、障害は本人の心身機能の状況のみによって既定されるものではなく、施設・設備や機器等の物理的環境因子や周囲他者等の人的な環境因子によって変容しうるものである。したがって、障害のある人の生活の質を高めていくためには、本人の心身機能の改善ばかりでなく、環境因子の検討と改善が不可欠である。こうした考え方にして、通常の学級の子どもたちが障害について学び理解を深めておくことは大変重要であると言えよう。

そこで、研究代表者らは、障害理解を主題とする授業を、子どもたちが主体的に学ぶ時間である「総合的な学習の時間」に設定し2年間試行してきた（平成13・14年度科研費若手研究、久保山・豊田2002他）。

授業に参加した子どもたちは、当初「障害者はかわいそう」等という認識を示した。しかし、障害疑似体験を重ね、障害のある人と出会い、話を聞く中で、障害のある人が生活するための工夫等に気づくことができ、更に、少数ではあるが「障害があってもなくてもできることとできないことがある。できないことはお互いに助けあいたい」といった認識を示す子どもも出始めた。

この結果から、内容を精選した障害疑似体験教材の開発と、多学年にわたり長期的に展開される学習プログラムによって、通常の学級の子どもたちが、障害に関する理解を深め、障害のある子どもを互いに助け合う存在として認識できるようになるのではないかと考え、本研究を着想した。

障害に関する理解は単なる知識の獲得だけでは十分ではない。また单一学年で短期的に実施しても効果的な授業の展開は難しく、障害理解は深まらないと考えられる。そこで本研究では、小学校通常の学級の「総合的な学習の時間」において、障害に関する体験学習と体験発表を重視し、多学年にわたり重層的に展開される授業の構成を目指した。そのため以下のことを明らかにすることを目的とした。

1. 下記の障害疑似体験教材を開発し、その効果を明らかにする。

- ・視覚障害疑似体験
- ・聴覚障害疑似体験
- ・車いす使用疑似体験
- ・高齢者疑似体験

2. 学年ごとにどのような学習プログラム（教材、授業展開等）が適切であるか、明らかにする。
3. 3年間にわたって展開される授業によって、児童の障害認識がどのように変容するかを明らかにする。